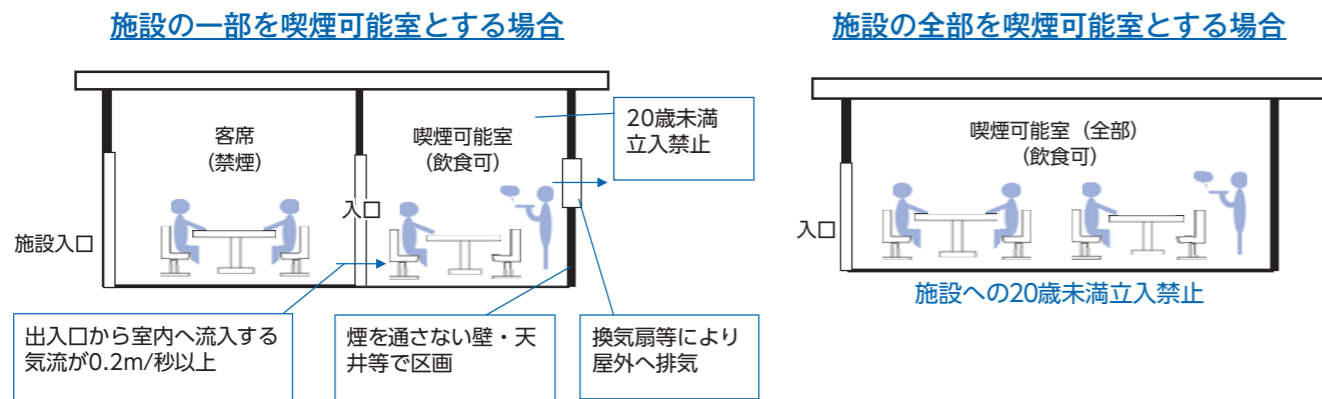


また、喫煙可能室の設置に当たっては御船保健所への届出が必要です。



### 喫煙目的施設

喫煙を主目的とする施設においては屋内を喫煙目的室することができます。

#### 施設の例

- 店内で喫煙可能なたばこ販売店（たばこ関連商品の売り場面積が50%以上）
- 店内でたばこの対面（出張）販売を行うスナック・バー（たばこ事業法に基づく販売をしていない場合は喫煙目的施設に該当しないため第二種施設となります。）

### 標識の掲示

喫煙が可能な部屋を設置する場合には、①喫煙が可能な部屋に喫煙可能（専用）室であること、②施設入口に喫煙可能（専用）室設置施設である旨の標識の掲示が必要となります。また、③喫煙可能部分への20歳未満立入禁止の標識が必要です。

標識は厚生労働省ホームページでダウンロードできます。また、上記の記載内容を満たせば任意に作成した標識を使用することが可能です。



### 受動喫煙防止対策助成金について

喫煙室設置費用等の補助を受けられる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページを御確認ください。

### 義務違反時の罰則等について

施設の管理者が改正増進法に基づく処置を行わない場合、また利用者が施設の禁煙ルールに従わない場合、保健所の指導・勧告・命令等が行われ、改善が見られない場合、罰則（過料）が適用されます。

### 問合せ・相談窓口

喫煙室要件・届出等について：御船保健所 ☎096-282-0016  
この記事に関する問合せ：役場健康ほけん課健康づくり係 ☎72-1295

## 事業者・住民の皆さまへ 4月1日から屋内禁煙が義務化されます！

改正健康増進法の施行に伴い、令和2年4月1日から全ての施設で原則屋内禁煙が義務化されます。また、役場庁舎および病院等は本年7月1日より原則敷地内禁煙となっています。事務所や店舗ほか施設の管理者におかれましては、改正法に基づき施設の禁煙化に向け適切な対応を行っていただきますようお願い致します。また、施設の利用者におかれましては、施設の禁煙ルールを守って御利用いただきますようお願い致します。

### 令和2年4月1日から規制の対象となる施設（屋内禁煙）

- ・第二種施設（役場庁舎・病院などの第一種施設および喫煙目的施設を除く全ての施設）

### 規制の対象外となる施設・場所

- ・居住または宿泊を目的とする施設（老人ホーム・ホテル等）の個室および個人住宅
- ・屋外

### 屋内で喫煙できるようにするためには

対象施設では、要件を満たす喫煙室を設置する場合に限り、屋内での喫煙が可能となります。どの喫煙室を設置するかは管理者の判断となります。

#### ①喫煙専用室

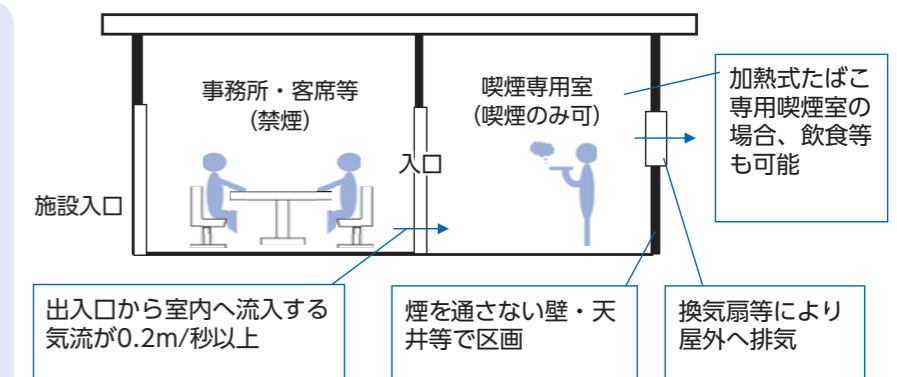
喫煙のみを目的とした部屋です。室内では喫煙以外の行為はできません。

#### ②加熱式たばこ専用喫煙室

加熱式たばこ（IQOS など）のみ喫煙可能な部屋です。室内での飲食等が可能です。

#### ◎喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置要件

- (1) 出入口から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- (2) たばこの煙が室外へ流出しないよう壁、天井等によって区画されていること。
- (3) たばこの煙が屋外に排気されていること。



### 喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室

#### ③既存特定飲食提供施設に該当する場合

令和2年4月1日の時点で営業している飲食店においては、施設が下記の2要件に合致する場合、施設の一部または全部を飲食も可能な喫煙可能室とすることができます。

- (1) 個人経営または中小企業が経営する飲食店であること
- (2) 客席面積が100㎡以下であること

※上記要件に合致することを証明する書類の保管が必要です。

施設全部を喫煙可能室とする場合は、施設への20歳未満立入りが可能ですが、喫煙専用室の設置要件を満たす必要があります。